

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）

2 調査の目的

国民年金及び厚生年金保険の遺族年金受給者について、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本年金機構が支給する遺族基礎年金受給者、新法厚生年金保険の遺族厚生年金受給者及び旧法厚生年金保険の遺族年金受給者のうち、65歳未満の者

- （注）1 新法とは、昭和61年4月の改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）を、旧法とは、同改正前の厚生年金保険法をいう。
2 親、子又は孫たる受給者は除く。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約27,000人（母集団の大きさ（令和3年8月現在）：約41万人）

〈内訳〉

- ① 遺族基礎年金のみの受給者（夫）
約4,300人（母集団の大きさ 約1.2万人）
- ② 遺族基礎年金のみの受給者（妻）
約4,500人（母集団の大きさ 約1.3万人）
- ③ 遺族基礎年金及び新法厚生年金保険の遺族厚生年金の両方の受給者（夫）
約500人（母集団の大きさ 約700人）
- ④ 遺族基礎年金及び新法厚生年金保険の遺族厚生年金の両方の受給者（妻）
約6,300人（母集団の大きさ 約4.4万人）

- ⑤ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがある者（夫）
約400人（母集団の大きさ 約500人）
- ⑥ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがある者（妻）（⑨の者を除く）
約4,800人（母集団の大きさ 約12万人）
- ⑦ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがない者又は旧法厚生年金保険の受給者（夫）
約700人（母集団の大きさ 約9,000人）
- ⑧ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがない者又は旧法厚生年金保険の受給者（妻）（⑨の者を除く）
約5,600人（母集団の大きさ 約21万人）
- ⑨ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、死別時 30 歳未満の妻に対する遺族厚生年金で5年間の有期支払いの対象である者
約 200 人（母集団の大きさ 約 200 人）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

日本年金機構が有する受給者名簿から、層化無作為抽出により抽出する。なお、層は上記9つの区分（<内訳>）別・年齢階級別に定める。（層についての詳細は「遺族年金受給者実態調査の標本設計について」を参照。）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査事項一覧を参照）

（本人の状況）

- ①就業状況
- ②労働による収入の状況
- ③遺族年金受給前後の就業状況
- ④最終学歴
- ⑤住居の状況

（世帯の状況）

- ①世帯人員数、世帯構成員
- ②就業状況
- ③収入の状況
- ④生活保護の状況
- ⑤収入の内訳
- ⑥支出の状況
- ⑦貯蓄の状況

〔集計しない事項の有無〕 無 有

整理番号は、予め調査票に記入されており、回答者の判別のために用いるものであるため、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和3年11月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

厚生労働省 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

厚生労働省から報告者にオンライン調査回答用ID及び調査票を直接郵送し、報告者は政府統計オンライン調査総合窓口にアクセスして回答する方法、記入済調査票を厚生労働省に直接返送する方法のいずれかによって回答。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和2年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和3年10月下旬～11月30日

8 集計事項

別添「結果表一覧」のとおり集計する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

令和4年11月までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、遺族年金受給者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

a) 記入済調査票：1年

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

c) 当該統計調査の業務の一環として調査票情報を転記することにより作成する書類（調査結果名簿）：1年

(2) 保存責任者

厚生労働省年金局数理課長

令和3年 遺族年金受給者実態調査 統計表一覧

- 第1表 受給者の性、年齢階級別 受給者数／受給者割合
- 第2表 受給者の年齢階級、受給者と被保険者の生年の差の階級別 受給者数／受給者割合
- 第3表 受給者の年齢階級、年金額階級別 受給者数／受給者割合
- 第4表 受給者の年齢階級、年金生活者支援給付金の受給の有無別 受給者数／受給者割合
- 第5表 年金額階級、年金生活者支援給付金の受給の有無別 受給者数／受給者割合
- 第6表 受給者の年齢階級、就業状況・非就業理由別 受給者数／受給者割合
- 第7表 受給者の末子の年齢階級、就業状況・非就業理由別 受給者数／受給者割合
- 第8表 年金生活者支援給付金の受給の有無、就業状況・非就業理由別 受給者数／受給者割合
- 第9表 受給者の最終学歴、就業状況・非就業理由別 受給者数／受給者割合
- 第10表 受給者の年齢階級、就業時間別 受給者数／受給者割合
- 第11表 受給者の就業形態、就業時間別 受給者数／受給者割合
- 第12表 受給者の末子の年齢階級、就業時間別 受給者数／受給者割合
- 第13表 受給者の年齢階級、本人の労働による収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第14表 受給者の就業形態、本人の労働による収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第15表 年金額階級、本人の労働による収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第16表 受給者の最終学歴、本人の労働による収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第17表 受給者の年齢階級、被保険者の死亡時における受給者の年齢階級別 受給者数／受給者割合
- 第18表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級、被保険者の死亡時の年齢階級別 受給者数／受給者割合
- 第19表 被保険者の死亡前における受給者の就業状況、現在の就業状況別 受給者数／受給者割合
- 第20表 被保険者の死亡前における受給者の就業の有無・就業時間、現在の就業の有無・就業時間別 受給者数／受給者割合
- 第21表 被保険者の死亡前における受給者の就業状況、遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化別 受給者数／受給者割合
- 第22表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級、被保険者の死亡前における受給者の就業状況別 受給者数／受給者割合
- 第23表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級、現在の就業状況別 受給者数／受給者割合
- 第24表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級、遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化別 受給者数／受給者割合
- 第25表 受給者の年齢階級、世帯員数別 受給者数／受給者割合
- 第26表 受給者の年齢階級、本人以外の世帯員別 受給者数／受給者割合
- 第27表 受給者の年齢階級、世帯類型別 受給者数／受給者割合

第28表	世帯員数、世帯類型別	受給者数／受給者割合
第29表	<u>受給者の年齢階級</u> 、有業人員数別	受給者数／受給者割合
第30表	世帯員数、有業人員数別	受給者数／受給者割合
第31表	有業人員数、世帯類型別	受給者数／受給者割合
第32表	有業人員数、仕事をしている者別	受給者数／受給者割合
第33表	受給者の末子の年齢階級、仕事をしている者別	受給者数／受給者割合
第34表	<u>受給者の年齢階級</u> 、世帯の収入総額階級別	受給者数／受給者割合
第35表	世帯員数、世帯の収入総額階級別	受給者数／受給者割合
第36表	世帯類型、世帯の収入総額階級別	受給者数／受給者割合
第37表	<u>年金額階級</u> 、世帯の収入総額階級別	受給者数／受給者割合
第38表	世帯類型、世帯の主要な収入源別	受給者数／受給者割合
第39表	<u>受給者の年齢階級</u> 、世帯の支出額階級別	受給者数／受給者割合
第40表	世帯員数、世帯の支出額階級別	受給者数／受給者割合
第41表	世帯類型、世帯の支出額階級別	受給者数／受給者割合
第42表	<u>年金額階級</u> 、世帯の支出額階級別	受給者数／受給者割合
第43表	世帯の収入総額階級、世帯の支出額階級別	受給者数／受給者割合
第44表	<u>受給者の年齢階級</u> 、世帯の貯蓄額階級別	受給者数／受給者割合
第45表	受給者の就業の有無・本人の労働による収入額階級、世帯の貯蓄額階級別	受給者数／受給者割合
第46表	世帯の収入総額階級、世帯の貯蓄額階級別	受給者数／受給者割合
第47表	<u>受給者の年齢階級</u> 、生活保護の受給の有無別	受給者数／受給者割合
第48表	<u>年金額階級</u> 、生活保護の受給の有無別	受給者数／受給者割合
第49表	<u>受給者の年齢階級</u> 、住宅の種類別	受給者数／受給者割合
第50表	<u>受給者の年齢階級</u> 、加算対象子人数別	受給者数／受給者割合
第51表	<u>加算対象子人数</u> 、就業状況・非就業理由別	受給者数／受給者割合
第52表	<u>加算対象子人数</u> 、就業時間別	受給者数／受給者割合
参考表	<u>被保険者の死亡時からの経過年数</u> 、被保険者の死亡前における受給者の就業状況、現在の就業状況別	受給者数／受給者割合

※下線部について、日本年金機構が保有する業務上のデータを使用している。

(別添) 令和3年遺族年金受給者実態調査 調査事項一覧

● 受給者本人について

- | | |
|--------|--------------------------|
| 問1 | 現在、収入のある仕事をしているか否か |
| 問1 補問1 | 仕事の形態について |
| 問1 補問2 | 1週間の労働時間 |
| 問1 補問3 | 昨年1年間の労働による収入額 |
| 問1 補問4 | 仕事をしていない理由 |
| 問2 (1) | 遺族年金を受け始める前1年間の仕事の形態について |
| 問2 (2) | 遺族年金受給前後で仕事を変えたか否か |
| 問3 | 最終学歴について |
| 問4 | 住居の状況 |

● 受給者の世帯について

- | | |
|--------|---------------------|
| 問5 | 世帯の人数 |
| 問5 補問1 | 世帯構成員 |
| 問5 補問2 | 世帯の末子の生年月 |
| 問6 (1) | 世帯の中で収入のある仕事をしている人数 |
| 問6 (2) | 収入のある仕事をしている構成員 |
| 問7 | 世帯の昨年1年間の収入額 |
| 問8 | 生活保護受給の有無 |
| 問9 | 世帯の収入源について |
| 問10 | 世帯の昨年の支出額(1ヶ月当たり) |
| 問11 | 世帯の貯蓄額 |

遺族年金受給者実態調査の標本設計について

標本設計の考え方

本調査においては、日本年金機構が支給する遺族年金の受給者のうち、65歳未満の者（以下「遺族年金受給者」という。）を母集団として、無作為抽出する。詳細は以下のとおり。

1. 母集団

日本年金機構で保有する遺族年金受給者に関する名簿を母集団とする。

2. 層化基準

令和3年8月に支払いを受ける遺族年金受給者を、以下の9つの区分及び年齢階級別に層化する。

○ 区分

- ① 遺族基礎年金のみの受給者（夫）
- ② 遺族基礎年金のみの受給者（妻）
- ③ 遺族基礎年金及び新法厚生年金保険の遺族厚生年金の両方の受給者（夫）
- ④ 遺族基礎年金及び新法厚生年金保険の遺族厚生年金の両方の受給者（妻）
- ⑤ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがある者（夫）
- ⑥ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがある者（妻）（⑨の者を除く）
- ⑦ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがない者又は旧法厚生年金保険の受給者（夫）
- ⑧ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、以前に遺族基礎年金を受給したことがない者又は旧法厚生年金保険の受給者（妻）（⑨の者を除く）
- ⑨ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金のみの受給者のうち、死別時30歳未満の妻に対する遺族厚生年金で5年間の有期支払いの対象である者

○ 年齢階級

0歳～29歳、30歳～39歳、40歳～49歳、50歳～54歳、55歳～64歳の別に区分する

3. 抽出方法

遺族年金受給者を抽出単位として層化無作為抽出する。具体的には、受給者を区分・年齢別等の順に並べたのち系統抽出する。（層については次章を参照。）

4. 目標精度・標本の大きさ

当該調査は、遺族年金が受給者の生活の中で果たしている役割を捉えることを目的として行うものであることから、「収入の有無」の精度を確保する標本設計を行うこととしている。具体的には、区分別、年齢階級別の層ごとに、遺族年金受給者のうち「労働による収入がない者」の割合について、標準誤差率が5%となるように標本の大きさを設定した。全体の標本の大きさは約28,000となった。算出過程については、以下のとおり。

○母集団分布 (N)

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計	
	基礎のみ				基礎+上乗せ				上乗せのみ											
	基礎のみ		基礎+上乗せ		基礎歴あり		基礎歴なし		有期											
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻		
～ 29歳	100	200	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	900
30歳～ 39歳	1,400	2,100	-	6,300	-	40	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	11,000
40歳～ 49歳	5,800	8,500	-	27,000	-	8,200	-	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60,000
50歳～ 54歳	8,000		-	12,000	-	24,000	-	23,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	370,000
55歳～ 64歳	8,000		800	4,300	400	88,000	9,100	200,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	26,000		800	51,000	400	120,000	9,100	230,000	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	440,000

※ 日本年金機構で保有する遺族年金受給者データ（令和元年度末時点）を基に設定^{※1}。
 制度上受給者が存在し得ない領域、及び受給者が僅少である領域には「-」を付している。
 基礎のみ（①、②）については、受給者の性別によって制度上の違いはないため、50～64歳の層を一つの層にまとめた^{※2}。

※注1 「2層化基準」にあるとおり、本調査の母集団は令和3年8月に支払いを受ける遺族年金受給者であるため、実際の抽出時の標本設計においては当該データを基に再設定する。

※注2 遺族厚生年金（上乗せ）において、夫たる受給者の要件として「55歳以上」が付されるため、区分③～⑧については受給者の性別によって層を分割した。

○母比率 (p)

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨	
	基礎のみ				基礎+上乗せ				上乗せのみ									
	基礎のみ		基礎+上乗せ		基礎歴あり		基礎歴なし		有期									
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
～ 29歳	20%		25%		20%													
30歳～ 39歳	20%		25%		20%													
40歳～ 49歳	15%		20%		20%													
50歳～ 54歳	25%		35%		45%													
55歳～ 64歳	25%		35%		45%													

※ 母比率は現時点で集計がされている最新の平成27年度調査の実績[※]における、「労働による収入がない者」の割合をもとに設定した。ただし、平成27年度調査は本調査の区分どおりの集計が行われていないため、基礎のみ（①、②）、基礎+上乗せ（③、④）、厚生のみ（⑤～⑨）の区分としている。また年齢階級についても、平成27年度調査において母集団が小さい階級は区分をまとめて母比率を設定している。

※注 本調査における標本抽出は、直近の令和2年度遺族年金受給者実態調査の集計後に行う見込みであり、実際の抽出時の標本設計においては当該結果を基に母比率を再設定する予定である。

○対象者数 (n)

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計
	基礎のみ		基礎+上乗せ		上乗せのみ						有期								
	夫	妻	夫	妻	基礎歴あり		基礎歴なし												
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻			
～ 29歳	94	178	-	353	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	-	719		
30歳～ 39歳	747	908	-	1,008	-	39	-	-	-	616	-	-	-	-	94	-	3,412		
40歳～ 49歳	1,630	1,790	-	1,511	-	1,339	-	-	1,379	-	-	-	-	-	-	-	7,648		
50歳～ 54歳	1,044		-	1,091	-	1,500	-	-	1,496	-	-	-	-	-	-	-	7,808		
55歳～ 64歳			385	634	220	486	464	488	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	6,391		385	4,596	220	3,364	464	3,979	188	-	-	-	-	-	-	-	19,588		

※ 目標精度を層化区分ごとに標準誤差率 $\alpha=5\%$ となるように対象者数を設定。

○回収率考慮後の対象者数 (n/r)

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計
	基礎のみ		基礎+上乗せ		上乗せのみ						有期								
	夫	妻	夫	妻	基礎歴あり		基礎歴なし												
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻			
～ 29歳	100	200	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	900		
30歳～ 39歳	1,067	1,298	-	1,440	-	40	-	-	879	-	-	-	-	-	100	-	4,824		
40歳～ 49歳	2,329	2,557	-	2,158	-	1,913	-	-	1,971	-	-	-	-	-	-	-	10,926		
50歳～ 54歳	1,491		-	1,559	-	2,143	-	-	2,137	-	-	-	-	-	-	-	11,154		
55歳～ 64歳			551	905	315	695	663	697	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	9,041		551	6,562	315	4,790	663	5,684	200	-	-	-	-	-	-	-	27,805		

※ 令和2年度調査（遺族年金受給者実態調査）の回収率（69.9%）を基に、回収率を $r=70\%$ と設定し、対象者数から割り戻すことにより設定した。ただし、母集団の大きさを超える層化区分については、母集団の大きさとした。

○標本の大きさ（最終）

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計
	基礎のみ		基礎+上乗せ		上乗せのみ						有期								
	夫	妻	夫	妻	基礎歴あり		基礎歴なし												
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻			
～ 29歳	100	200	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	900		
30歳～ 39歳	1,100	1,300	-	1,400	-	40	-	-	900	-	-	-	-	-	100	-	4,840		
40歳～ 49歳	2,300	2,600	-	2,200	-	1,900	-	-	2,000	-	-	-	-	-	-	-	11,000		
50歳～ 54歳	1,500		-	1,600	-	2,100	-	-	2,100	-	-	-	-	-	-	-	11,200		
55歳～ 64歳			600	900	300	700	700	700	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	9,100		600	6,600	300	4,740	700	5,700	200	-	-	-	-	-	-	-	27,940		

○標準誤差率（最終）

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨	
	基礎のみ		基礎 + 上乗せ		上乗せのみ						有期							
	夫	妻	夫	妻	基礎歴あり		基礎歴なし											
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
～ 29歳	13.2%	9.3%	-	5.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13.2%
30歳 ～ 39歳	4.9%	5.0%	-	5.1%	-	-	21.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13.2%
40歳 ～ 49歳	5.0%	5.0%	-	5.0%	-	-	5.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50歳 ～ 54歳	5.0%		-	4.9%	-	-	5.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55歳 ～ 64歳	5.0%		4.8%	5.0%	5.1%	5.0%	4.9%	5.0%	4.9%	5.0%	-	-	-	-	-	-	-	-

（参考 1）

母集団において、ある属性を持っている個体の比率 p を推定する場合、その標準誤差率 α は以下のように表すことができる。

$$\alpha = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{1-p}{np}}$$

ここで、 N ：母集団の大きさ、 n ：標本の大きさ

（参考 2）平成 27 年度調査の実績における、「労働による収入がない者」の割合は以下のとおり。
（区分をまとめている範囲を線で囲って示している。）

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨	
	基礎のみ		基礎 + 上乗せ		上乗せのみ						有期							
	夫	妻	夫	妻	基礎歴あり		基礎歴なし											
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
～ 29歳	20.0%		25.8%		21.5%													
30歳 ～ 39歳	15.7%		19.5%		20.2%													
40歳 ～ 49歳	23.7%		23.2%		44.3%													
50歳 ～ 54歳	23.7%		33.2%															
55歳 ～ 64歳	23.7%		33.2%															

復元推計の方法

(1) 推計乗率の設定

制度区分別及び年齢階級別に推計乗率を設定する。

具体的には、制度区分 i 、年齢階級 j における推計乗率 α_{ij} は以下の式による。

$$\alpha_{ij} = N_{ij}/n_{ij}$$

ただし、

N_{ij} ：制度区分 i 、年齢階級 j における母集団人数

n_{ij} ：制度区分 i 、年齢階級 j における有効回答数

(2) 推計方法

① 人数及び割合の推計

集計区分（集計表によって異なる。（例：制度別、年齢階級別、男女別等））において、ある属性を持つ者の人数 X は以下の式による。

$$X = \sum_{i,j} \alpha_{ij} \sum_k X_{ijk}$$

ただし、

X_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k がある属性を持っているかどうかを表す値（ある属性（例：就業あり）を持っているならば1、持っていないならば0）

集計区分においてある属性を持つ者の割合 R は、集計区分の人数 Y を用いて以下のとおり算出される。

$$R = X/Y$$

$$Y = \sum_{i,j} \alpha_{ij} \sum_k Y_{ijk}$$

ただし、

Y_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k を表す値（= 1）

② 年金（収入）の平均額の推計

① において、 X_{ijk} を以下のとおり置き換える。

X_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k の年金（収入）額

ただし、設問が選択式の場合、その階級値

集計区分における年金（収入）の平均額 A は、①と同様、以下のとおり算出される。

$$A = X/Y$$

ただし、ここで X は集計区分における年金（収入）の総額となっている。

③ 特定の項目の支出（例：光熱費）が支出総額に占める割合の推計

① において、 X_{ijk} 及び Y_{ijk} を以下のとおり置き換える。

X_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k の特定の項目の支出額
ただし、設問が選択式の場合、その階級値

Y_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k の支出総額
ただし、設問が選択式の場合、その階級値

集計区分における、特定の支出項目が支出総額に占める割合 R は、①と同様、以下のとおり算出される。

$$R = X/Y$$

ただし、ここで X は集計区分における特定の項目の支出額の合計、 Y は集計区分における支出額の合計となっている。